

給食費負担軽減補助金のお知らせ

保護者が負担する「副食費」を無償化にします。 (上限5,100円)



昭島市では、市内にお住まいで幼稚園・保育施設等に在園する児童の保護者の経済的な負担を軽減するため、3～5歳児クラスのお子さんの「副食費」を無償化にすることで、子どもの健やかな成長を支援いたします。対象者や補助の方法につきましては、下記のとおりになります。

- 対象施設：幼稚園・保育園・認定こども園・認証保育所・認可外保育所
- 補助対象：上記の施設で保護者が負担する「副食費」(上限5,100円)
- 対象者：昭島市にお住まいで、対象施設に在園している3歳児クラス～5歳児クラスのお子さん
ただし、給食費が免除または補足給付の対象になっている世帯は除く。
(幼稚園等の満3歳児クラスのお子さんも対象になります。)

■支給方法■

①市内の保育園・認定こども園・昭島恵泉幼稚園に在園している場合

直接、市が対象施設に補助をしますので、保護者負担額はありません。
※保護者の方の手続きはありません。

②市内認証保育所・認可外保育所に在園している場合

直接、市が対象施設に補助をしますので、保護者が負担するのは園が定める「給食費」から5,100円を差し引いた金額となります。

例えば、給食費7,500円-5,100円=2,400円が保護者負担額となります。

- ※在園する施設に、「委任状」を必ず提出してください。
- ※各施設の支払い方法に従ってください。

つみき保育園、保育園アルペジオ昭島中神町園、ひかりの森保育園

③幼稚園（昭島恵泉を除く）、市外認定こども園（1号）等に在園している場合

「私立幼稚園等在園児の保護者への補助金」（黄緑色の申請書）の一部で補助を支給しますので、在園している幼稚園等から配付される補助金の資料を確認してください。

※給食又はお弁当持参で、園が定める教育課程で昼食を食べる日を対象日とし、(夏季休業の預かり保育は除く。)月額5,100円を上限とし補助します。

※給食とお弁当を併用する場合は、給食を優先します。

※私立幼稚園等については今後、支給方法が変更となる場合があります。

④市外の保育園・認定こども園（2号認定）・認証保育所・認可外保育所に在園している場合

保護者の方に直接補助をしますので、各々で補助金の申請手続きを行ってください。

申請手続きには、保護者が給食費としてひと月に支払った額の証明書（「給食費に係る支払証明書」第2号様式）が必要になります。

昭島市外に在所する 保育園・認定こども園・認証保育所・認可外保育施設

●●申請手続きについて●●

①申請に必要な書類

- A. 昭島市保育施設等給食費負担軽減補助金交付申請書（第1号様式）
 - B. 給食費に係る支払証明書（第2号様式）※保護者が施設に作成依頼をしてください。
 - C. 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ※様式は、昭島市役所1階17番窓口でのお渡し、もしくは下記HPよりダウンロードが可能です。

②申請請求月と支給月

○市外の保育園・認定こども園（2号認定）に在園している場合

申請請求月	翌年4月
支給月	翌年5月末

注意

申請請求期間を過ぎると、お支払いできない場合があります。

申請請求月 15日締め切り（土曜・日曜、祝日にあたる場合は前開庁日）

※申請請求は上記期間のみとなるためご注意ください。

※年1回払いとなるため、当年度内の**全ての実績**を一括で申請請求をしてください。

○市外の認証保育所・認可外保育所に在園している場合

	前期	後期
申請請求月	10月	翌年4月
支給月	11月末	翌年5月末




申請請求月 11日締め切り（土曜・日曜、祝日にあたる場合は前開庁日）

申請請求の手続きを行う回数は、保護者が選択できます。

例えば、・6か月に1回の場合：4月～9月分を前期に、10月～3月分を後期の年2回払い

・一括の場合：第4期にまとめて行う年1回払い

③手続き方法（電子申請・郵送・窓口）

	ぴったりサービスを利用した 電子申請		郵送		市役所窓口
A. 昭島市保育施設等給食費負担軽減補助金交付申請書（第1号様式） B. 給食費に係る支払い証明書（第2号様式）					
身分証明書の添付（免許証等）		身分証明書の写し（免許証等）		身分証明書（免許証等）持参	

給食費補助について（HP） 給食費負担軽減補助金交付申請

【二次元コード】



お問い合わせ先

昭島市子ども家庭部子ども育成支援課保育所幼稚園係

電話番号：042-544-5111 内線 2162～2165